

保護者の皆様へ

神戸市

**施設（園）で陽性者が確認された場合の  
濃厚接触の可能性のある者の特定にかかる取り扱い変更について**

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

現在も主流であるオミクロン株の特性を踏まえ、社会経済活動との両立を図るため、保健所と改めて協議をした結果、園内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について、次の通り変更することといたします。

なお、本取り扱いは、オミクロン株が主流の間における時限的な措置であり、今後、市内の感染状況や国の動向等を踏まえ、変更する場合があります。変更する際には改めてお知らせいたします。

保護者の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解の程宜しく願います。

1. 濃厚接触の可能性のある者の特定終了について

本通知以降は、園で陽性者が発生した場合、濃厚接触の可能性のある者の特定は行わないこととします。なお、引き続き、下記に該当する場合は、登園できませんので、ご了承ください。

（感染状況等を踏まえ、感染拡大を防止するために園から必要な指示があった場合には、その指示に従ってください。）

《新型コロナウイルス感染症における登園不可の事由と期間》

園児の状況	登園不可の期間	保育料の取扱い (0～2歳児クラス)
①陽性が判明した園児 (症状がある場合)	発症日から7日間かつ症状軽快後24時間経過するまで (発症から7日目以降に症状が軽快した場合は、症状軽快後24時間経過するまで) ※症状軽快…解熱剤を飲まずに37.5℃未満に解熱しており、呼吸器症状が軽快傾向	欠席日数分の保育料(利用者負担額)を日割りで減額
②陽性が判明した園児 (症状がない場合)	検体採取日から7日目が経過するまで ※乳幼児は抗原検査キットを用いることは想定していないため、自宅待機期間の短縮はできません。	
③濃厚接触者となった園児	陽性者と最後に接触があった日の翌日から5日間	
④発熱(37.5度以上)等の風邪症状がある園児	症状がなくなるまでの間 なお、PCR検査等を受ける場合は、症状がなくなっても、検査結果(陰性)が出るまでの間は登園不可とします。	

・保育料の減額は、上記①～④に該当する場合および①の場合で7日目までに症状が軽快したが発症日から8日目以降10日目まで欠席する場合のみが対象です。自主的に登園自粛をした場合、保育料の減額はありません。

・上記①～④に該当し登園できない(欠席する)場合は、必ずその理由を事前に園にお伝えください。

・保育料の減額手続きは、神戸市から通われている園へ登園状況を確認し行いますので、保護者の方から神戸市への特別な手続きは不要です。